

別記 14

環境負荷低減のクロスコンプライアンス

第1 環境負荷低減のクロスコンプライアンス

みどりの食料システム戦略緊急対策交付金の交付を受けるに当たり、別添1に定める事業の主たる受益者（以下「受益者」という。）は、みどりの食料システム戦略の趣旨を理解した上で、事業実施期間中、別添2に掲げる法令を遵守し、最低限行うべき環境負荷低減の取組を実施する必要がある。

第2 交付申請時のチェックシートの提出

1 受益者は、交付申請に先立ち、次の各号に掲げる環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシートのうち該当するチェックシートの様式により、記載された各取組のうち該当する全ての項目について、事業実施期間中に実施するか否かをチェックする。

（1）環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（農業経営体向け）

別紙様式第16号-1

（2）環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（畜産経営体向け）

別紙様式第16号-2

（3）環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（林業事業者向け）

別紙様式第16号-3

（4）環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（漁業経営体向け）

別紙様式第16号-4

（5）環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（食品関連事業者向け）

別紙様式第16号-5

（6）環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（民間事業者・自治体等向け） 別紙様式第16号-6

2 事業実施主体（本要綱第4第9号の事業実施主体を除く。）は、前項の規定により受益者が作成したチェックシートを収集し、都道府県知事への交付申請書の提出の際に、自らが作成したチェックシートと併せて提出する。

3 事業実施主体が都道府県又は本要綱第4第9号の事業実施主体である場合は、前項で事業実施主体より提出されたチェックシート（本要綱第4第9号の事業実施主体の場合は第1項で受益者から収集したチェックシート）について、本要綱第8第1項に規定する地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該都府県を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）への交付申請書の提出の際に、自らが作成したチェックシートと併せて提出する。

第3 実績報告時のチェックシートの提出

1 受益者は、交付金事業の完了後、第2第1項で作成したチェックシートに記載さ

れた各取組のうち該当する全ての項目について、実施したか否かをチェックする。

- 2 事業実施主体（本要綱第4第9号の事業実施主体を除く。）は、前項の規定により受益者が作成したチェックシートを収集し、都道府県知事への実績報告書の提出の際に、自らが作成したチェックシートと併せて提出する。
- 3 事業実施主体が都道府県又は本要綱第4第9号の事業実施主体である場合は、前項で事業実施主体より提出されたチェックシート（本要綱第4第9号の事業実施主体の場合は第1項で受益者から収集したチェックシート）について、本要綱第20第1項に規定する地方農政局長等への実績報告書の提出の際に、自らが作成したチェックシートと併せて提出する。

第4 手続の簡素化

- 1 受益者が複数の場合、事業実施主体が受益者全員から当該チェックシートを収集した上で、別紙様式第16号-7により環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート実施者リスト（以下「実施者リスト」という。）を作成し、第2第2項又は第3第2項の都道府県知事へ提出するとともに、当該チェックシートを保管することで、都道府県知事への全てのチェックシートの提出を省略することができる。なお、第2第3項及び第3第3項に規定する地方農政局長等への提出も同様とする。
- 2 受益者がGAP認証を取得している場合は、認証書等の写しを提出することでチェックシートの提出を省略することができる。対象となるGAP認証は以下のとおりとする。
 - (1) JGAP（農産・畜産）
 - (2) ASIAGAP
 - (3) GLOBALG.A.P
 - (4) 国際水準GAPガイドラインに準拠した都道府県GAP（ただし、対象品目が農産の場合に限る。また、都道府県が確認体制を有するもののみ対象とする。）
- 3 受益者が都道府県の場合は、チェックシートの提出をみどり認定担当部局等が一括して行うことから、交付金事業の取組内容に応じて、別紙様式第16号-6のうち①②⑥⑨⑩⑪のいずれかに該当しない場合に限り、チェックシートの提出を省略することができる。

第5 農林水産省の職員による確認

第3の規定により地方農政局長等へ提出されたチェックシート又は実施者リストから抽出された受益者に対し、農林水産省の職員がチェックリストの取組内容の確認を行う場合がある。

(別添1) チェックシートに記載された取組を実施する者（主たる受益者）

チェックシートに記載された取組を実施する者（主たる受益者）は、以下の受益者のうち機械・施設等を導入（リースなどを含む。）する者又は取組の中核となる者とする。

事業名	受益者
環境負荷低減事業活動定着サポート	都道府県及び事業実施主体（協議会の構成員を含む。）
有機農業拠点創出・拡大加速化事業	事業実施主体（協議会の構成員を含む。）及び事業に参加する者
有機転換推進事業	交付金の交付を受けようとする農業者
グリーンな栽培体系加速化事業	事業実施主体（協議会の構成員を含む。）及び事業に参加する者
グリーンな飼養体系加速化事業	事業実施主体（協議会の構成員を含む。）及び事業に参加する者
省エネルギー型ハウス転換事業	事業実施主体（協議会の構成員を含む。）及び事業に参加する者
バイオマスの地産地消（推進事業）	事業実施主体である地方公共団体又は民間団体等。ただし、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、企業組合、事業協同組合等にあっては、その構成員。
バイオマスの地産地消（整備事業）	事業実施主体である地方公共団体又は民間団体等。ただし、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、企業組合、事業協同組合等にあっては、その構成員。
みどりの事業活動を支える体制整備	事業実施主体である地方公共団体又は民間団体等。ただし、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、企業組合、事業協同組合等にあっては、その構成員。
地域循環型エネルギーシステム構築（科学技術振興事業）	<p>(1) 農林漁業を核とした循環経済先導地域づくり（計画策定、体制整備等） 事業実施主体（協議会の構成員を含む。）及び事業に参加する者</p> <p>(2) 未利用資源等のエネルギー利用促進への対策調査支援 事業実施主体である地方公共団体又は民間団体等。ただし、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、企業組合、事業協同組合等</p>

	<p>にあっては、その構成員。</p> <p>(3) 次世代型太陽電池（ペロブスカイト）のモデル的取組支援</p> <p>事業実施主体（協議会の構成員を含む。）及び事業に参加する者</p>
地域循環型エネルギーシステム構築（整備事業）	事業実施主体（協議会の構成員を含む。）及び事業に参加する者
農業生産におけるプラスチック排出抑制対策事業	事業実施主体（協議会の構成員を含む。）及び事業に参加する者
先進的有機農業拡大促進事業	事業実施主体である地方公共団体又は民間団体等。 ただし、農林漁業者の組織する団体等にあっては、その構成員。

(別添2) 遵守すべき法令

事業実施主体及び受益者が遵守すべき法令は、以下のとおりとする。

(1) 適正な施肥

- ・肥料の品質の確保等に関する法律 (昭和25年法律第127号)
- ・農用地の土壤の汚染防止等に関する法律 (昭和45年法律第139号)
- ・土壤汚染対策法 (平成14年法律第53号)

(2) 適正な防除

- ・農薬取締法 (昭和23年法律第82号)
- ・植物防疫法 (昭和25年法律第151号)
- ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (昭和35年法律第145号)

(3) エネルギーの節減

- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律 (昭和54年法律第49号)

(4) 悪臭及び害虫の発生防止

- ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律 (平成11年法律第112号)
- ・悪臭防止法 (昭和46年法律第91号)

(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号)
- ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 (平成12年法律第116号)
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (平成12年法律第100号)
- ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 (平成7年法律第112号)
- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律 (令和3年法律第60号)

(6) 生物多様性への悪影響の防止

- ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律 (平成15年法律第97号)
- ・水質汚濁防止法 (昭和45年法律第138号)
- ・湖沼水質保全特別措置法 (昭和59年法律第61号)
- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (平成14年法律第88号)
- ・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律 (平成19年法律第134号)
- ・合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律 (平成28年法律第48号)

- ・水産資源保護法 (昭和 26 年法律第 313 号)
- ・持続的養殖生産確保法 (平成 11 年法律第 51 号)

(7) 環境関係法令の遵守等

- ・環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律 (令和 4 年法律第 37 号)
- ・労働安全衛生法 (昭和 47 年法律第 57 号)
- ・環境影響評価法 (平成 9 年法律第 81 号)
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律 (平成 10 年法律第 117 号)
- ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律 (平成 19 年法律第 56 号)
- ・土地改良法 (昭和 24 年法律第 195 号)
- ・森林法 (昭和 26 年法律第 249 号)
- ・漁業法 (昭和 24 年法律第 267 号)